

平成21年4月

組合員各位

大阪弁護士協同組合
理事長 南川 博 茂

労働保険への加入及び 事務処理委託のすすめ

昭和54年4月1日の法律改正により全業種につき、事業主が1人でも労働者を雇用すれば、政府の労働保険への加入が義務づけられました(弁護士も例外ではありません)。そこで当協同組合では、職員の労働福祉の観点から事務所の労働保険の加入・その後の諸手続きのサービス機構として、昭和56年4月1日に労働保険事務組合を設立し、今年で28年を迎えることになりました。この28年間に労働福祉意識の向上、労働保険制度の普及には著しいものがあり、現在多くの弁護士の方々にご利用いただいております。そこで、まだ未加入の先生方にはこの機会にぜひ労働保険の加入とその事務処理を当組合に委託して下さるようお勧め致します。

1 労働保険とは

労働災害補償保険法による労働者災害補償保険法、および雇用保険を総称します。(いわゆる労災・失業保険です)

2 労働保険加入の手続きを怠ると

労働者が、業務上の事由又は通勤による災害(負傷、疾病、死亡等)を受けたときに、事業主は一時に多額の災害補償をしなければならず、又労働者が退職したときに、失業保険の支給を受けられないため紛争が生じたりするばかりでなく労働基準監督署長や公共職業安定所長による調査を受けたり事情によっては、刑罰を受ける可能性もあります。

3 労働保険事務組合

当事務組合は労働保険の保険料の徴収等に関する法律33条に基づき昭和56年4月1日に知事の認可を受け、当協同組合員が行うべき労働保険関係の事務を代行するサービス機構です。事務処理を委託していただくと

ア 同業種の事務所の労働保険関係事務を専門的・集中的に取扱うので**処理が正確、迅速、円滑に行われ**且つ、**割安の費用**で済みます。

イ **事業主も労働保険に特別加入**できます。但し労災保険のみ(雇用保険は不可)

4 手数料について

当労働保険事務組合に労働保険事務手続きを委託いただく場合、当組合の業務を運営するための費用として下記手数料をお支払いいただきます。

従業員の数	1人～2人	年 額	20,000円
	3人～4人		24,000円
	5人～10人		36,000円
	11人～15人		48,000円
	16人以上	1人当り	3,600円×人数
特別加入の場合	弁護士	1人当り年額	3,000円

なお、保険請求手続きの依頼を受けて、格別紛争化したため費用を要する場合はその費用を別にいただきます。

5 専門家との共働

当組合が労働保険関係の事務の一切を処理することは、現段階では人員等の事情から困難であり、且つ専門家と共働する方がより効果的で費用も割安となります。そこで、下記の社会保険労務士法人と委託契約を締結しています。

社会保険労務士法人 加藤・江本SR総合事務所

社会保険労務士 加藤 繁

社会保険労務士 江本 正志

大阪市北区西天満3丁目14番26-301号 中之島ロイヤルハイツ

TEL 06(6365)9007 FAX 06(6365)9008

E-Mail : katoh-emoto@shakaihoken.jp URL : <http://katoh-emoto.shakaihoken.jp>

別表1 労働保険 保険料 概算 早見表

支払賃金総額 (年 額)	被保険者負担保険料 4/1000	事業主負担保険料 10/1000	合 計 14/1000
100万円	4,000円	10,000円	14,000円
150万円	6,000円	15,000円	21,000円
200万円	8,000円	20,000円	28,000円
250万円	10,000円	25,000円	35,000円
300万円	12,000円	30,000円	42,000円
350万円	14,000円	35,000円	49,000円
400万円	16,000円	40,000円	56,000円

当組合が行うサービスの内容

当組合に労働保険加入手続を依頼された場合、下記の手続を代行させていただきます。

- ① 初めて労働保険に加入する手続き(保険関係成立届、労働保険事務処理委託等届、適用事業所設置届)
 - ② 従業員を採用したとき、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の作成
 - ③ 従業員が退職したとき、雇用保険被保険者資格喪失届、離職票の作成
 - ④ 加入事業者が新しい保険年度(4月)を迎えたとき、保険料の概算確定申告手続
 - ⑤ 特別加入申請手続
 - ⑥ 業務上(通勤途上を含む)負傷したり病気にかかったときの療養補償給付の請求手続
 - ⑦ 同上理由により療養のため働くことができず賃金を受けないときの、休業補償給付、休業特別支給金の請求手続
 - ⑧ 業務上(通勤途上を含む)の負傷や病気が治った後、まだ身体に障害が残ったときの障害補償給付、障害補償特別支給金の請求手続
 - ⑨ 業務上(通勤途上を含む)の負傷や病気が治らない場合で、労働能力が喪失に相当するときの傷病補償年金、傷病特別年金の請求手続
 - ⑩ 業務上(通勤途上を含む)労働者が死亡したとき、遺族のために遺族補償給付請求、遺族特別支給金請求および葬祭料請求の手続
 - ⑪ 業務上(通勤途上を含む)の負傷が自動車事故など第三者によってケガをしたときの、第三者行為災害届
 - ⑫ その他各種異動変更等に関する届
- (⑥～⑫については別途個別契約が必要となります。)

以上説明申し上げたとおりでありますから是非早期に当組合に事務処理を委託下さいますようおすすめいたします。

なおより一層詳細な御質問等がありましたら当組合又は前記社会保険労務士までお問い合わせいただけますと担当者が説明いたします。

別表2 特別加入保険料算定基礎額

給付基礎日額	保険料算定基礎額	保 険 料
20,000円	7,300千円	21,900円
18,000円	6,570千円	19,710円
16,000円	5,840千円	17,520円
14,000円	5,110千円	15,330円
12,000円	4,380千円	13,140円
10,000円	3,650千円	10,950円
9,000円	3,285千円	9,855円
8,000円	2,920千円	8,760円
7,000円	2,555千円	7,665円
6,000円	2,190千円	6,570円
5,000円	1,825千円	5,475円

- * 保険料は1保険年度(4月～翌年3月)により、保険料算定基礎の定額となります。
(その年度における特別加入者の加入期間により月割)
- * 給付基礎日額(労災保険の各種給付額算定の基礎になる金額で、特別加入者の希望にかかるもの)
- * 保険料算定基礎額(給付基礎日額×365日)
- * 保険料(保険料算定基礎額×3/1000)

別表3 失業給付—給付日数

【特定受給資格者】

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	90日	180日	210日
35歳以上45歳未満					240日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

* 特定受給資格者とは、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

【一般の離職者】

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日			120日	150日

【障害者等の就職困難者】

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

【高年齢求職者給付金】

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳以上	30日	50日			

□個人情報に関する取扱いについて

大阪弁護士協同組合は、労働保険事務組合として行うべき事務処理を社会保険労務士法人加藤・江本SR総合事務所に委託し、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督を行います。

社会保険労務士法人加藤・江本SR総合事務所は受託業務遂行のために同組合から提供を受けた個人情報、個人情報の保護に関する法律、社会保険労務士法、その他関連法令等を遵守して、適正に取り扱うものとします。